

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在の会社B（以下「事業場」という。）に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、事業場から社長が運転する車に同乗してCの現場に向かっていたところ、D高速道路E出口を降りてすぐの信号で停止中に後続車に追突され、首、腰、両手首を強打し負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同月〇日Fクリニックに受診し、「頰椎捻挫、胸椎捻挫、腰椎捻挫、右肩関節打撲捻挫、左肩関節打撲捻挫、左手関節捻挫」と診断され加療した結果、平成〇年〇月〇日に治癒した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、G病院H医師作成の診断書を提出し、請求人の腰部に発症した疾病は腰椎椎間板ヘルニアではなく、梨状筋症候群である旨主張しているため、この点について検討する。

(2) H医師は、診断書において、「梨状筋症候群の原因については不明。」「事故との因果関係は不明」、「ヘルニアが関与していたのかもしれない何らかの左下肢の症状が先行してあって、左足を無理な使い方を続けているうちに梨状筋の発症を誘発した可能性は十分に考えられる」などと述べている。したがって、当審査会としても、仮に、請求人が梨状筋症候群を発症したと認められる場合でも、本件事故との関連性は不明と言わざるを得ず、本件事故との相当因果関係は認め難い。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対して行った障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。